

「滋賀県保健医療計画中間見直し」(骨子案)

I 中間見直しの目的

平成30年3月に策定した第7期滋賀県保健医療計画について、6年間の計画期間中に社会情勢の変化や大幅な制度改正、医療福祉提供体制などの状況の変化があった場合3年ごとに調査、分析および評価を行い、必要があれば見直しを行うこととなっている

新型コロナウイルス感染症の影響により、県として新型コロナウイルス感染症対策に全力を注いできたため令和2年度中に十分な議論の機会を確保することが困難だったこと、厚生労働省から中間見直しを令和3年度以降に延ばしても差し支えない旨通知されたことから、令和3年度から令和4年度初旬にかけて中間見直しを行う

II 計画期間

令和4年度～令和5年度(中間見直し後)
※全体の計画期間は平成30年度～令和5年度

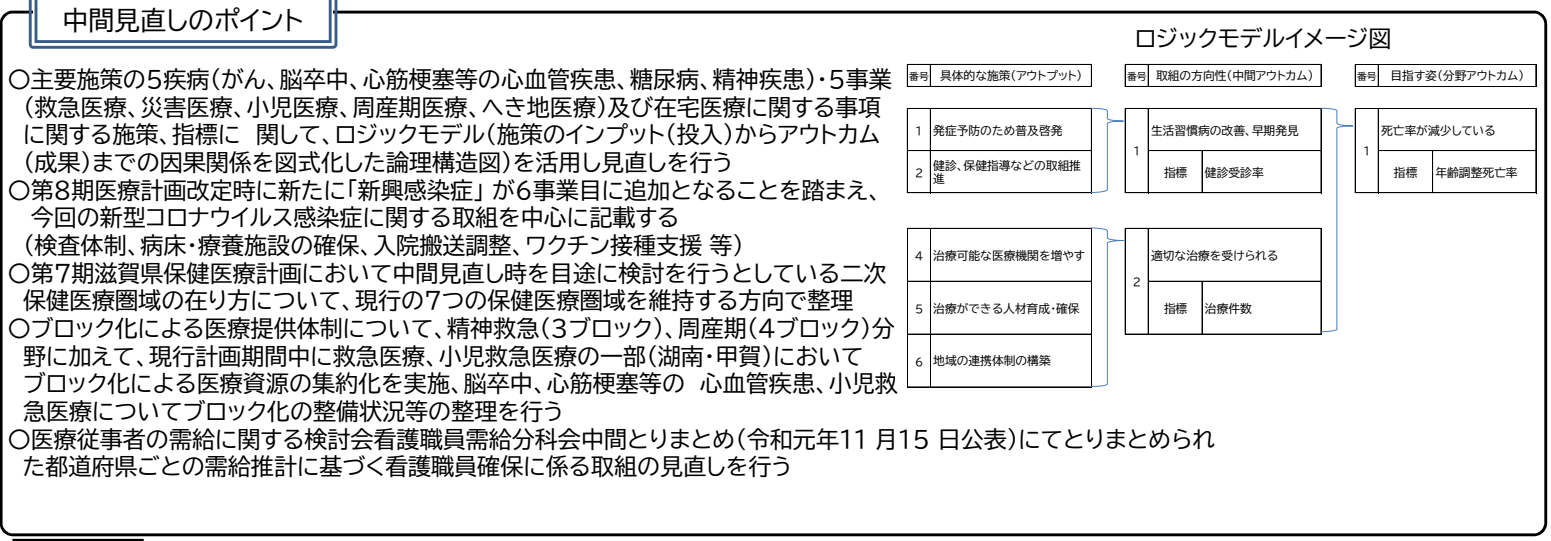
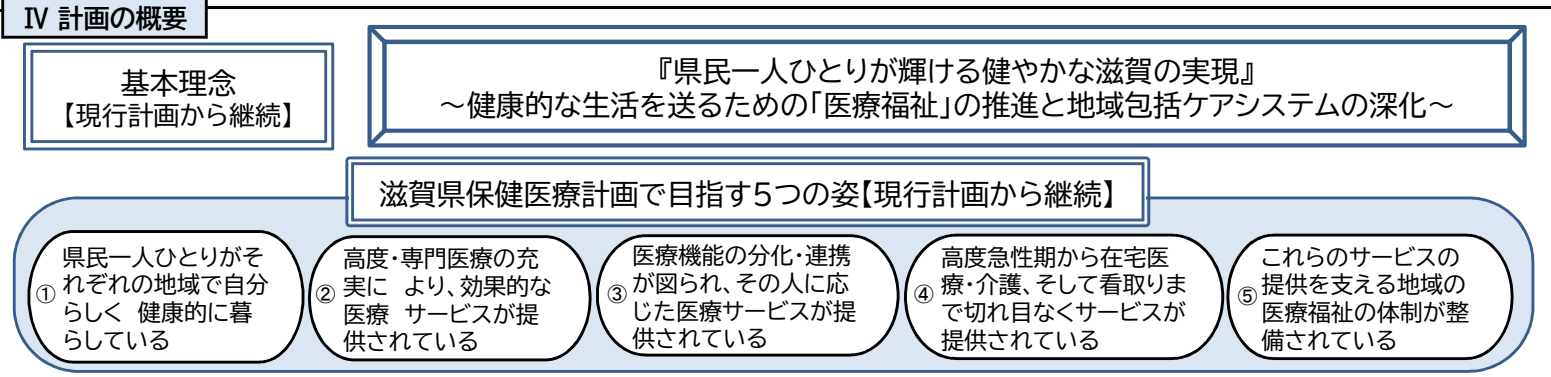
III 計画の構成

第1部 総論
第1章 計画に関する基本事項
第2章 保健医療環境の概況
第3章 基本理念
第4章 保健医療圏

第2部 中間見直しの考え方
(ロジックモデルを活用し体系的な見直し)

第3部 総合的な医療福祉提供体制の整備
第1章 医療提供体制のあり方
第2章 地域医療構想
第3章 疾病・事業ごとの医療福祉体制
1 がん/2 脳卒中/3 心筋梗塞等の
心血管疾患/4 糖尿病/5 精神疾患
6 救急医療/7 災害医療/8 小児医療
9 周産期医療/10 へき地医療
11 在宅医療/12 新興感染症
第4章 患者・利用者を支える人材確保・養成

第4部 計画の推進
第1章 推進体制および評価



【参考】

《二次保健医療圏》

種別	圏域名	構成市町数	構成市町名	圏域人口(単位:人)
二次保健医療圏	大津保健医療圏	1	大津市	345,202
	湖南保健医療圏	4	草津市、守山市、栗東市、野洲市	346,649
	甲賀保健医療圏	2	甲賀市、湖南市	142,909
	東近江保健医療圏	4	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	226,814
	湖東保健医療圏	5	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	155,375
	湖北保健医療圏	2	長浜市、米原市	150,920
	湖西保健医療圏	1	高島市	46,379

《ブロック化による医療提供体制》

	大津・湖西	湖南・甲賀・東近江	湖東・湖北
精神科救急	●	●	●
周産期	●	●	●
救急医療	●	●	●
小児救急	●	●	●

《計画の位置づけ》

- ・医療法第30条の4第1項の規定に基づく計画
- ・本県の保健医療施策推進の目標
- 〈滋賀県保健医療計画に付随する計画〉
- ・「滋賀県地域医療構想」(平成28年度～令和7年度)
- ・「滋賀県医師確保計画」(令和2年度～令和5年度)
- ・「滋賀県外来医療計画」(令和2年度～令和5年度)